

戦前の電力企業と減価償却（三・完）

大 橋 英 五

はじめに

- 一 電燈会社の成立と減価償却
- 二 減価償却の規定
- 三 減価償却の実態
 - (1) 減価償却の一般的状況（以上、第三四卷一号所載）
 - (2) 主要電力企業と減価償却
- 四 国家管理と資産評価
むすびにかえて（以上、本号所載）

三 減価償却の実態

(2) 主要電力企業と減価償却

電力企業の減価償却の性格を明らかにするため、前節で指摘した企業のそれぞれの状況に応じた適宜な償却費の計上について、さらに詳細に主要な電力企業の状況を分析しよう。

戦前の電力企業と減価償却（二・完）

(4) 東京電燈

電燈、電力小売業としての東京電燈株式会社は、すでに指摘した第7表から明らかのように昭和一一年上期には発電力では全電力業の一五パーセント、また五大電力の三八パーセントを占め、また固定資産では全電力企業の二一パーセント、五大電力の四五パーセントを占めるといふように、わが国電力企業で最大の独占企業に發展した。この發展の過程は昭和二、四年以降の不況期、さらに第一次世界大戦後の不況期を通しての五大電力を中心とする主要電力会社への資本集中の過程である。東京電燈では、第10表に示すように、公称資本金は大正六年一月には五、〇〇〇万円であつたが、大正一一年の桂川電力、大正一二年猫苗代水力電気、大正一五年帝国電燈、昭和三年東京電力などとの相つぐ合併を経て、昭和三年四月には八倍あまりの四億七百万円にも達した。

ところで、この間の状況を高橋亀吉氏は、当時、次のように指摘している。東京電燈は、「各社にたいする合併条件は、すべて対等を原則とし、内容の優越する桂川電力、猫苗代水力に向つては倍額以上の増資をさせ、莫大な解散手当を交付した。東電は合併を有利にするために決算面を粉飾して高率配当の維持にとめた。財界逆転後、利益漸減の情勢があらわれて手許は次第に苦しくなったにもかかわらず、無理に一割四分配当を継続し、あまつさえ創立三五周年記念と称し三分の臨時配当を添えて優勢を誇つた。…中略…（企業合同は、大橋）今日の言葉をもってすれば産業合理化に一步を進めるつもりであつたろうが、外は不利な大合同をすすめて不良会社を鵜呑みにし、内は蝸決算で配当偏重をつづけたのだからたまらない。固定資産はきわめて水膨れを増した⁽⁵⁰⁾」。大正九年頃からの「過去十ヶ年間における東電の膨張計画は、一面において建設費水膨れ計画であつた⁽⁵¹⁾」という。なお、東京電燈の資産水増の状況については、電力国家管理にともなう資産評価の視点から次章においても検討する。

第10表 資本金増加一覧表

(単位 1,000円)

年 月	公称資本金	資本金増加	摘 要
大正 6. 1	50,000	—	江戸川電気株式会社買収(第3回買収)
8. 3	100,000	50,000	第12回(上記日付は増資新株引受日)増資(第1回払込は8年7月18日)
9. 3	124,000	24,000	日本電燈株式会社合併(第4回合併)(第13回増資)
10. 4	146,000	22,000	利根発電株式会社合併(第5回合併)(第14回増資)
10. 4	146,000	—	利根軌道株式会社買収(第4回買収)
10. 5	166,000	20,000	横浜電気株式会社合併(第6回合併)(第15回増資)
10. 10	171,000	5,000	第二東信電気株式会社合併(第7回合併)(第16回増資)
10. 12	176,500	5,500	高崎水力電気株式会社合併(第8回合併)(第17回増資)
10. 12	177,250	750	熊川電気株式会社合併(第9回合併)(第17回増資)
11. 2	219,750	42,500	桂川電気株式会社合併(第10回合併)(第18回増資)
11. 10	222,000	2,250	日本水力電気株式会社合併(第11回合併)(第19回増資)
11. 11	222,000	—	烏川電力株式会社買収(第5回買収)
12. 2	222,000	—	水上発電株式会社買収(第6回買収)
12. 4	257,500	35,500	猪苗代水力電気株式会社合併(第12回合併)(第20回増資)
12. 4	258,000	500	忍野水力電気株式会社合併(第13回合併)(第20回増資)
13. 10	258,000	—	日本鉄合金株式会社買収(第7回買収)
14. 4	258,000	—	東洋モスリン株式会社電気事業部買収(第8回買収)
14. 10	277,570	19,570	京浜電力株式会社合併(第14回合併)(第21回増資)
14. 10	296,394	18,824	富士水電気株式会社合併(第15回合併)(第21回増資)
15. 5	345,724	49,329	帝国電燈株式会社合併(第16回合併)(第22回増資)
15. 11	345,724	—	北海道および樺太における営業全部を北海水力電気株式会社に譲渡
昭和 2. 10	345,724	—	前橋・渋川間高崎・伊香保間電気鉄道事業を東武鉄道株式会社に譲渡
3. 4	407,149	61,425	東京電力株式会社合併(第17回合併)(第23回増資)

注 『東京電燈株式会社史』東京電燈会社史編纂委員会(昭和31年)218ページ。

理 状 況

(単位 1,000円)

固定資産 増減額	総収入	総支出	利益金	配 当 率 (%)	減価償却	払込資本 利益率(%)
13,967	21,103	11,084	10,019	14	1,000	17.5
31,888	27,769	14,502	13,267	14	1,000	18.6
19,865	27,596	12,985	14,611	〃	〃	17.7
35,387	34,375	18,782	15,592	14	1,000	16.0
20,617	45,103	35,659	9,443	8	〃	9.7
30,407	27,538	15,814	11,723	10	1,000	12.0
26,987	32,054	17,950	14,103	〃	1,500	12.3
29,460	35,008	19,645	15,363	11	1,500	13.4
88,579	49,092	33,299	15,792	〃	〃	11.8
121,888	57,824	38,617	19,206	11	1,700	11.1
14,190	50,868	31,600	19,267	9	2,200	〃
18,579	52,608	33,507	19,101	9	2,200	11.0
7,532	51,126	31,599	19,526	8	2,800	11.2
139,969	66,204	45,452	20,751	8	3,200	10.1
11,612	62,870	41,660	21,209	〃	3,400	10.4
10,803	60,869	39,695	21,174	8	3,400	10.4
13,039	60,161	38,952	21,208	〃	〃	〃
8,144	58,654	43,371	15,282	5	4,000	7.5
869	57,448	44,298	13,150	4	〃	6.4
48,484	79,653	66,193	13,459	4	—	6.2
△ 2,920	56,118	42,749	13,368	3	—	〃
△ 2,482	58,927	45,526	13,400	3	1,344	6.2
△ 7,197	58,232	47,107	11,124	2	8,683	5.1
△ 7,112	59,714	47,012	12,702	—	8,858	5.9
△ 5,284	57,140	46,439	10,701	—	4,842	4.9
△ 6,239	62,184	48,703	13,481	—	4,101	6.2
△ 2,091	62,392	43,208	19,183	4	2,219	8.9
△ 675	70,033	45,496	24,537	6	2,975	11.4
3,876	70,422	46,790	33,631	7	907	15.6
654	76,977	47,354	29,622	8	2,171	13.7

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

四六

定を含む。

む。

固定資産の減少額である。

ル調査』(東京市政調査会、昭和7年)より作成。

第11表 東京電燈の経

期 別	払込資本金	諸積立金	社 債	借入金	総資産	固定資産
大正 10年 下	113,973	7,845	3,500	5,400	145,017	120,950
11 上 下	142,610	9,242	3,500	6,101	178,646	152,838
	165,044	11,519	〃	3,500	202,043	172,703
12 上 下	193,769	13,263	6,000	24,063	256,228	208,090
	193,770	14,970	32,792	34,875	292,867	228,707
13 上 下	193,770	15,317	45,739	49,663	325,718	259,114
	228,605	15,885	45,689	29,057	339,789	286,101
14 上 下	228,650	16,564	51,046	64,534	374,432	315,561
	266,962	17,318	124,790	43,010	487,926	404,140
15 上 下	345,536	18,072	139,040	59,721	609,486	526,028
	345,691	18,959	161,040	62,051	632,846	540,218
昭和 2年 上 下	345,698	20,027	163,590	82,885	653,619	558,797
	〃	20,930	〃	80,303	648,874	566,329
3 上 下	407,149	21,881	216,540	109,534	809,977	706,298
	〃	22,777	364,603	2,625	846,404	717,910
4 上 下	407,149	23,788	359,862	8,020	843,358	728,774
	〃	24,765	〃	8,200	843,293	741,814
5 上 下	407,149	25,774	355,032	27,659	860,965	749,958
	〃	26,575	〃	37,599	868,719	750,827
6 上 下	429,562	28,364	394,337	40,930	936,487	799,312
	〃	29,111	394,136	43,942	937,291	796,391
7 上 下	429,562	29,682	386,808	44,985	933,875	793,908
	〃	30,285	386,441	41,948	929,319	786,710
8 上 下	429,562	30,802	377,158	47,212	918,612	779,598
	〃	31,152	375,957	39,363	909,072	774,313
9 上 下	429,562	31,152	369,433	38,102	900,365	768,074
	〃	〃	384,233	22,487	910,716	765,983
10 上 下	429,562	33,814	380,396	22,181	917,227	765,307
	〃	36,659	379,235	15,750	917,378	769,184
11 上	429,562	39,633	372,993	15,750	918,497	769,838

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

四七

- 注 (1) 「総資産」には未払込資本金を含まず、「固定資産」には建設工事仮勘
 (2) 「利益金」には、諸償却、退職給与金引当、外債、償還差損引当金を含
 (3) 「減価償却」の昭和7年上期から11年上期の値は、資料不備のため既成
 (4) 『東京電燈株式会社史』(昭和31年) および『本邦電気供給事業ニ関ス

第11表の東京電燈の経理状況によると、すでに第10表によっても指摘したが、大正期から昭和五、六年頃までの期間、中小電力企業の吸収合併によって資本金、固定資産(建設費)が著しく膨張している。こうした状況に対応して借入金、社債の外部負債が増大しており、この時期に電力企業の経営状態が苦しい状況にあったこと、また吸収合併が銀行資本を背景にして展開されたことを示している。⁽⁵²⁾

さらに、合併による水増資本の増大、および不況による電力過剰は第11表からわかるように、大正一二年頃より払込資本金に対する利益率の低下となつてあらわれ、大恐慌期の昭和三年には一〇パーセントあまりにまで低下している。また、昭和三年には配当率も八パーセントと低下し、大正一〇一一年当時の水準の半分近くにまで下つた。社債、借入金を含めた使用総資本に対する利益率の低下はさらに著しいものであつたことはいうまでもない。

こうした状況のなかで、東電の株価は平均で大正六七年頃には七〇八〇円であつたものが、大正一三一五年には五〇六〇円と低下し、さらに大恐慌後の昭和六七年には一〇円台にまで下落した。⁽⁵³⁾

ところで、資産の水増による収益率の低下という状況のなかで、昭和一年に刊行された社史は、建設費(固定資産)の削減について次のように指摘している。「当社は不況打開策として此等の建設費を極力削減することとし、建設工事は専ら必要欠くべからざるものに止め、不急不速のものは一時之を延期することとした。斯くの如く建設工事を繰延べると共に、一方に於ては固定資産の銷却に意を用ひたる為、昭和五年上期以前に於て毎半期千数百万円に上つた建設費は逐次低減し、昭和六年下期よりは反つて固定資産の減少を示し、特に七年下期の如きは前期に比し実に七百二十万円の節約を見るに至つた」。⁽⁵⁴⁾

第11表によると、東京電燈の固定資産(建設費)は、すでに指摘したように、大正九年頃より大正四、五年までは、

相つぐ合併によって急速に増大した。ところが、以上の資産の水増をも含む建設費の増大は、収益性の低下となって現われ、これに対処するため大恐慌以降の不況のなかで建設費の削減が行なわれたが、このために減価償却が重要な役割をはたした。

東京電燈の減価償却についての会計処理をみると、損益計算書において事業費の一項目として「諸減損償却金」を百万円および十万元の単位で計上している。また、貸借対照表では固定資産を直接に減額する直接法によって処理している。⁽⁵⁵⁾第11表によると、東電では吸収、合併が一応終了した昭和期に入ってから、諸減損償却金(減価償却)を多額に計上し始めた状況がわかる。昭和五年上期、下期では、利益金の三〇パーセントあまりに当る四〇〇万円の諸減損償却金(減価償却)を計上している。資料の制約で、その後の償却金の状況は明確でないが、すでに社史が指摘していたように、また第11表から明らかのように、昭和六年下期より固定資産(建設費)は減少しており、多額な減価償却が実施されたことが推論される。ところで、ここでの固定資産(建設費)には未成工事勘定が含まれており、例えば「十年下期及び十一年上期に於ける固定資産の合計額が孰れも前期に比して増加してゐるが、これは未成工事勘定の増加に因るもので、既成固定(資産―大橋)は孰れも反つて前期に比して減少してゐる」という⁽⁵⁶⁾。従つて、第11表では未成工事勘定を除いた固定資産(建設費)すなわち既成固定資産の減少額を、償却額に近い額であると考え昭和七年上期から一一年上期にわたつて、「減価償却」の欄に示す。これによると、特に昭和七年下期、八年上期にはそれぞれ八・七百万円、八・八百万円もの既成固定資産の減少となった。この時期は、大恐慌後の不況のなかで最も払込資本利益率が低下した時期であつて、第11表によると五パーセントあまりの率となつてゐる。ところですでに指摘したように、当時、諸減損償却金は事業費の一項目として計上されていたが、第11表での利益金は諸償却等を含むものと

理 状 況

(単位 1,000円)

純 益 金	配当率 (%)	鎖 却 金	鎖却金/総支出 (%)	払込資本利益率 (%)
5,729	13	450	4.9	11.4
6,577	12	500	4.0	12.8
6,622	"	"	3.7	12.9
6,721	12	550	3.7	13.1
6,564	"	"	3.5	12.8
6,489	12	600	3.6	12.6
6,500	"	"	"	12.7
6,593	12	650	3.7	12.9
6,907	"	670	3.8	"
7,823	12	760	4.1	12.4
7,381	10	780	"	11.7
6,870	10	790	3.9	10.9
6,783	"	810	"	10.8
6,837	10	840	3.8	10.8
6,879	"	850	4.0	10.9
7,127	10	850	3.8	11.3
5,691	8	1,202	5.0	8.7
5,690	8	1,610	7.6	8.7
5,052	7	2,300	11.1	7.7
4,907	7	1,800	7.9	7.5
4,069	5	1,700	7.7	6.2
3,518	5	2,050	6.9	5.4
3,699	"	2,300	10.3	5.6
4,840	6	4,000	16.8	7.4
5,294	7	3,500	15.1	8.1
5,603	7	5,200	20.3	7.5
6,845	8	3,300	14.6	9.2
7,567	8	3,700	15.3	9.1
7,601	"	"	15.8	9.2
9,177	8	4,100	14.9	8.5

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

五〇

12年, 312ページより作表。

第12表 東邦電力の経

期 別	払込資本金	法定積立金累計	総 収 入	総 支 出
大正11年 下期	99,990	707	14,753	9,024
12 上 下	102,191 102,204	994 1,341	18,787 20,053	12,209 13,431
13 上 下	102,204 "	1,691 2,051	21,480 22,208	14,758 15,644
14 上 下	102,204 "	2,401 2,751	23,013 22,955	16,526 16,454
15 上 下	102,204 106,704	3,101 3,501	24,006 24,151	17,412 17,244
昭和2年 上 下	125,508 125,512	3,901 4,321	26,211 26,375	18,387 18,993
3 上 下	125,512 "	4,721 5,121	26,989 27,045	20,119 20,262
4 上 下	125,512 "	5,521 5,921	28,593 27,916	21,757 21,036
5 上 下	125,512 129,999	6,321 6,721	29,218 29,581	22,090 23,890
6 上 下	130,000 "	7,071 7,421	26,696 25,759	21,006 20,706
7 上 下	130,000 "	7,771 8,121	27,588 26,059	22,680 21,989
8 上 下	130,000 "	8,361 8,601	33,218 25,974	29,700 22,274
9 上 下	130,000 "	8,841 9,091	28,525 28,430	23,685 23,136
10 上 下	147,500 "	9,371 9,771	31,189 29,363	25,586 22,517
11 上 下	165,000 "	10,121 10,521	31,593 30,976	24,026 23,375
12 上	215,329	10,921	36,577	27,400

注 (1) 総支出中には鎖却金を含む。

(2) 『日本コンツェルン全書XⅢ, 電力コンツェルン読本』三宅晴輝, 昭和

して算出されているため、償却後の利益に基づく払込資本利益率は第11表の値より小さいものとなる。

このように検討してみると、東電の減価償却は、政府、業界に先導された中小電力企業の合併、それにとまなう企業資産の水増し、および不況による蓄積率の低下を回避するための重要な方策として実施されたことが明らかになる。すなわち、すでに第11表に示したように大恐慌による電力企業の利益率の一般的な低下という状況のなかで、東電では大幅な減価償却費を計上し、利益額をより縮小して払込資本利益率を低下させた。これによって、減配を実施し、企業資本の充実をはかった。

(四) 東邦電力

五大電力の一つであった東邦電力株式会社の状況を第12表によって検討する。東邦電力においても、大正一年に合併設立されて以来、昭和初期にかけて、前述の東京電燈と同様に中小電力企業を吸収、合併し、払込資本金額が急速に増大した。こうした状況のなかで、払込資本利益率は、従来一〇パーセント以上であったが昭和五年頃より八〜六パーセントに低下した。また、これにともない配当率も、昭和二年までは一二パーセント、昭和五年までは一〇パーセントであったが、昭和五、六、七年にかけて、低下し昭和八年には五パーセントにも低下した。

ところで、東邦電力は減価償却費を「固定資本償却金」、「償却金」または「諸銷却」の何れかの項目で損益計算書の支出として計上している。⁽⁵⁷⁾さらに、第12表から明らかのように、銷却金はラウンド・ナンバーで計上されていた。また減価償却費は直接法によって、固定資産価額を直接に減額して貸借対照表に表示している。⁽⁵⁸⁾

東邦電力の減価償却の状況をみると、払込資本利益率、配当率が低下し始めた昭和六年頃より多額に計上され始め、その後は高水準の償却費を計上している。東京電燈での減価償却の状況を検討するなかで指摘したように、東邦

電力にあつても、産業界全般および電力業界の低収益性のなかで、多額な償却費の計上によって、純益金を縮小し払込資本利益率を低下させている。この結果、すでに指摘したように、配当率は五〇六パーセントにも低下した。第12表によると昭和八年上期には払込資本利益率が最も低下して五・四パーセントにすぎない。しかし、第12表の純益金は銷却金控除後の値であるので、償却金を振りもととして払込資本利益率を算出するならば八・九パーセントにもなる。また、五二〇万円もの多額な銷却金が計上された昭和一〇年上期についてみると、純益金は五六〇万円であり払込資本利益率は七・五パーセントであるが、銷却金を振りもとすならば一四・六パーセントにもなる。

さらに、総支出に占める銷却金の割合は、昭和六年頃より急速に増大し、昭和九年以降は一五・一六パーセントもの高水準になっている。前述の昭和一〇年上期には総支出の二〇パーセントにも達した。

以上のようにみえてくると、東邦電力の銷却金の計上は、不況下にあつて費用を拡大し、利益率を低下させ配当を節約するという役割をもつものであることがわかる。また、この銷却金の計上が、東京電燈で指摘したように固定資産額を縮小する機能をもつことはいままでもない。

(イ) 大同電力

電力卸売を主体とする新興資本としての大同電力株式会社の収支および減価償却の状況を第13表および第14表に示す。まず第13表によると急速に払込資本金が拡大していく状況のなかで高収益を実現しており、払込資本利益率は昭和四年頃までは一一パーセント前後にもなっている。この時期には高収益性を基礎に一〇パーセントの配当を継続している。ところが、大恐慌を契機として、昭和五年より払込資本利益率は低下し、一方、配当率も利益率の低下に対応して低下して、昭和五年上期には八パーセント、昭和六年下期には六パーセント、昭和七年下期には四パーセント

経理状況

(単位 1,000円)

総収入金	総支出金	純益金	配当率 (%)	償却金／ 総支出金 (%)	払込資本 利益率 (%)
1,420	563	856	6.0		5.1
1,779	523	1,255	6.2		5.6
2,209	640	1,568	6.4		7.0
2,749	912	1,836	7.0		〃
3,842	1,618	2,224	7.5		7.4
5,551	2,566	2,984	8.0		6.8
9,304	5,056	4,248	8.0		8.2
10,135	5,488	4,646	〃	7.2	〃
13,384	8,447	4,936	8.0	4.9	8.7
12,507	6,994	5,513	8.5	2.6	9.7
14,593	7,819	6,774	10.0	13.2	11.9
15,323	8,294	7,029	〃	2.3	12.4
17,216	10,733	6,483	10.0	3.3	11.4
16,903	9,638	7,265	〃	2.1	11.3
17,724	10,691	7,033	10.0	4.2	10.9
18,427	11,289	7,138	〃	3.1	〃
20,388	13,488	6,900	10.0	4.4	10.5
20,487	12,938	7,549	〃	3.4	11.5
19,088	13,216	5,872	8.0	5.9	8.9
18,842	12,830	6,012	〃	5.0	9.1
19,787	14,033	5,753	8.0	6.5	8.7
19,094	14,580	4,513	6.0	6.9	6.8
20,192	16,123	4,068	6.0	5.3	6.2
19,192	16,618	3,235	4.0	—	4.9
20,119	20,099	19	0.0	—	0.02

不明である。

表示された値ではなく、償却費の累計額である。

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

第13表 大同電力の

期 別	払込資本金	法定準備金計	減価償却資金計	償 却 金
大正10年	上期 33,010 下期 44,044	238 303		
11	上下 44,311 51,822	383 483		
12	上下 59,886 87,617	603 753		
13	上下 102,793 112,875	973 1,213	400	400
14	上下 112,963 "	1,463 1,743	674 894	274 220
15	上下 112,963 "	2,093 2,453	1,020 1,206	930 186
昭和2年	上下 112,963 127,972	2,783 3,153	1,568 1,781	361 212
3	上下 127,972 130,972	3,508 3,868	2,235 2,585	454 350
4	上下 130,972 "	4,218 4,598	3,189 3,512	603 323
5	上下 130,972 "	4,898 5,208	4,303 4,950	790 646
6	上下 130,972 "	5,508 5,738	5,870 6,886	920 1,016
7	上下 130,972 "	5,948 —	7,742 —	855 —
8	上 130,972	—	—	—

- 注 (1) 「償却金」は、第14表の「諸償却金」の値と異なる場合があるが、詳細は
 (2) 「減価償却資金累計」は、昭和3年以降は貸借対照表の負債勘定として
 (3) 「償却金」は「減価償却資金累計」の増加額である。
 (4) 「純益金」は償却後の値である。
 (5) 『営業報告書』(大同電力)より作表。

となり、ついに昭和八年には無配となった。

こうした状況のなかで大同電力はどのように減価償却を実施したのであろうか。大同電力では、高い払込資本利益率を実現できるようになった大正一三年下期より減価償却を実施し始めた。当初は、損益計算書において支出勘定として「諸償却金」を計上すると共に、貸借対照表では負債勘定としての「減価償却資金」を計上していた。⁽³⁹⁾すなわち、貸借対照表では間接法によって計上した。ところが、昭和三年上期より、すでに指摘した他の主要電力企業の処理方法に準じて直接に固定資産額を減額する方法に変更した。これは、増大した固定資産額を縮小させると共に、すでに指摘したように所得税法では貸借対照表の貸方に減価償却積立金等の勘定で処理した場合には利益留保とみて事業年度の総損失に算入しないという取扱に対処するものであったと考えられる。

大同電力では、大正一三、一四年頃には支出金に対して高い割合の償却（第13表では減価償却資金累計の増加額）を実施していたが、その後は二〜三パーセントの償却となった。ところが、払込資本利益率および配当率の低下する昭和五年より従来の二倍あまりの五〜六パーセントにもおよび償却を実施している。この償却費の計上は、それが支出金として計上されているため、それだけ純益金を縮小して払込資本利益率を低下させている。すなわち、大同電力では昭和五年以降の大幅な償却費の計上（減価償却資金累計の増加額）を振りもどすならば、従来の資本利益率より低下傾向にあるとはいえ、当時にあっても八〜一〇パーセントの払込資本利益率を実現していたのである。

さらに、この間の減価償却の状況を、固定資産等との関連で第14表によってみよう。支出として計上された「諸償却金」の固定資産に占める割合は、昭和二〜四年当時には、〇・二パーセント前後であったが、昭和六年以降は一〜二パーセント以上にも上昇した。この結果、昭和七年以降には固定資産（発電所建設費、送電線建設費、変電所建設費、配

第14表 固定資産と減価償却（大同電力）（単位 1,000円）

期 別	資産合計	固定資産	減価償却 資金累計	諸償却金	諸償却金/ 固定資産 (%)	償 却 累 計 率 (%)
大正 15年	上期	220,010	146,836	1,020	155	0.10
	下期	221,480	147,224	1,206	186	0.12
昭和 2年	上	225,053	153,507	1,568	235	0.15
	下	282,449	158,763	1,781	212	0.13
3	上	274,556	163,889	2,235	355	0.21
	下	293,539	167,308	2,585	500	0.29
4	上	311,973	170,403	3,189	500	0.29
	下	313,205	171,071	3,512	〃	〃
5	上	—	—	4,303	—	—
	下	—	—	4,950	—	—
6	上	325,883	177,158	5,870	1,100	0.62
	下	325,080	186,289	6,886	1,700	0.91
7	上	325,306	185,627	7,742	1,600	0.86
	下	325,759	184,837	—	2,000	1.08
8 上	326,148	183,119	—	5,031	2.74	—

注 (1) 「固定資産」は発電所建設費，送電線建設費，変電所建設費，配電線及取付品の合計。

(2) 「諸償却金」は支出勘定であり，昭和8年上期は特別償却等を含む。

(3) 償却累計率は，減価償却資金累計／(固定資産＋減価償却資金累計)である。

(4) 『営業報告書』（大同電力）より作表。

電線及取付品)の帳簿価額は減少さえしている。また、減価償却資金累計は増大し、償却累計率(減価償却資金累計と固定資産額の合計額に対する減価償却資金累計の割合)は、急速に上昇していることがわかる。

大同電力では、昭和五年以降の一般的不況のなかで、減価償却の実施によって純益金を縮小し、配当率を低下させた。こうした内部留保の充実は、減価償却の計上だけではなく、法定準備金、濁水準備金、退職手当準備金の充実にもみられる。すなわち、大正一五年上期では法定準備金一七四万円(貸借対照表の貸方合計の〇・八パーセント)のみで濁水準備金、退職手当準備金は計上されて

経 理 状 況

(単位 1,000円)

利 益 金	配 当 率 (%)	減価償却金	払込資本 利益率 (%)	減価償却金 /支 出 (%)	減価償却金 /建設費 (%)
134	6.0		1.0		
1,057 1,909	6.0 7.0	500	6.5 9.5		
2,030 2,671	8.0 9.0		8.1 10.6		
2,817 2,900	9.0 "		9.0 9.2		
3,107 3,342	9.0 "	200	10.9 8.3		
4,071 4,636	9.0 "	250 350	9.8 10.0	4.0 5.0	0.23 0.26
4,151 4,310	8.0 "	800 850	8.9 9.3	11.8 13.1	0.60 0.61
4,929 4,340	7.4 7.0	900 1,250	9.2 8.1	13.7 13.3	0.65 0.84

上。

給事業ニ関スル調査』(東京市政調査会, 昭和7年)より作表。

いなかったが、昭和八年上期には法定準備金六一一万円(貸借対照表の貸方合計の一・九パーセント)、濁水準備金一〇〇万円(同〇・三パーセント)、退職手当準備金三〇万円(同〇・一パーセント)を計上した。⁶⁰⁾

大同電力の状況を検討すると、昭和五年以降の不況期にあって、減価償却を中心とする会計政策によって企業資本の充実が促進されたことが明らかになる。

(二) 日本電力

日本電力株式会社の状況について検討しよう。日本電力は大正八年に設立されて以来、中小電力企業を合併し、第15表に示すように払込資本金および建設費が急速に増大した。こうした状況にあって、設立当初は低い払込資本利益率であったとはいえ、大正一四年下期頃より一〇パーセント前後の利益率を実現

第15表 日本電力の

期 別	払込資本金	資産合計	建設費	収入	支出
大正12年下期	25,000	79,274	34,194	287	152
13 上下	32,500 40,000	87,409 97,224	34,672 45,860	2,655 3,900	1,597 1,990
14 上下	50,000 "	105,198 107,424	62,599 64,827	4,127 5,497	2,096 2,807
15 上下	62,500 "	159,797 179,399	74,486 76,807	5,959 5,798	3,142 2,897
昭和2年上下	75,000 79,578	185,551 210,962	79,903 103,834	6,552 8,780	2,945 5,437
3 上下	82,253 92,253	224,050 247,638	104,517 131,399	10,288 11,514	6,216 6,878
4 上下	92,253 "	255,841 264,175	133,330 137,505	10,929 11,777	6,778 6,466
5 上下	106,604 "	263,901 272,966	138,296 147,308	12,457 13,681	6,528 9,341

戦前の電力企業と減価償却(二・完)

- 注 (1) 「利益金」は償却後の値である。
 (2) 「減価償却金」は支出項目であるが、大正13年下期は利益処分として計
 (3) 『日本電力株式会社十年史』(日本電力、昭和8年)および『本邦電気供

している。その後、昭和四年頃より利益率が低下し、これにともない、配当率は従来九パーセントを維持していたが、昭和四年上期より八パーセントに減配し、後にさらに低下した。

日本電力では、大正一三年下期に「利益金処分」として「財産償却金」を五〇万円計上し、貸借対照表に「減価償却準備金」として表示した。その後、昭和二年上期にこれを「財産償却積立金繰入」として収入に算入し、「減価償却準備金」を消滅させ、以後、直接法によって処理している。⁽⁶¹⁾すなわち、支出として減価償却金を計上するとともに、直接に固定資産を減額する処理方法をとるようになった。

ところで、第15表から明らかのように、減価償却金の計上は、減配となった昭和四年上

期より総支出の一、二、三パーセントにも達する額を計上している。従つて、この期間の払込資本利益率の低下は、減価償却金の計上によるものであつて、この償却金を振りもどして利益率を算出するならば、昭和三、四、五年の値は、従来より若干高く一〇パーセント以上となる。減価償却金の計上によって利益金を縮小し配当率を低下させたことが明らかになる。

日本電力の社史は、減価償却の計上および減配について、当時のように指摘している。大正一三年三月の営業開始以来、当初は、「戦時好景気の風一朝には去り難く、他産業のそれとの権衡もあり、或は合併条件又は資金調達を有利に導く為の株価維持等の関係もあつて、相当高率の配当を強ひられたのであつたが、一般経済界の不況に基く金利の降下並に産業合理化論の提唱に影響せられ、根本的の事業対策としての減配論が旺盛となり、収益そのもの、減退からも漸次配当率の低下を招いた⁽⁶²⁾」。ところで、一方「産業の合理化提唱、電力統制論の具体化にも刺戟され、無理な社外分配を避けて社内留保に重きを置き動もすれば等閑視されて来た減価償却其他の積立金を増加して、以て真に事業基礎の鞏固を図らんとする傾向⁽⁶³⁾」が生じてきたという。このような状況にあつて、日本電力では、「電気事業本来の性質より見て設備利用の状態が初は能率低く漸次向上すること、及び建設勿々は各設備共新鮮優秀で能率良きこと等の為、外国でも是認されて居る様に、開業当初は償却には余り重きを置かなかつた関係並に一般金利高其他の關係上一般事業界及び電気事業界の趨勢に順じ相当高率配当を行つて来たが、其後金利低下四囲の環境も余程変化して来たから、当社は昭和四年九月決算に於て進んで会社事業経営の根本に堅実味を加へ将来の事業発展を企図する為配当を減じ、予て調査研究をして居た償却率を確立し、同業他社に優るとも決して劣らない社内留保を為すこと、し、一般識者からも漸く堅実なる決算振りを認めらるゝに至つた⁽⁶⁴⁾」。

日本電力では、経済界の一般的不況のなかで、相対的には高収益を実現しながら減配を実行し、減価償却による社内留保を促進した。また、減価償却の実施は、産業合理化の提唱、さらに後に指摘する電力統制論の具体化が重要な契機になっていた。

(6) 京都電燈

明治二二年に開業した京都電燈株式会社については、すでに明治初期の減価償却を検討した第一章「電燈会社の成立と減価償却」において分析した。ここでは、京都電燈の大正期から昭和初期にかけての状況を検討する。

京都電燈は開業以来、大都市の安定した電力需要に支えられて、安定した高収益を実現してきた。第16表によると、大正期から昭和初期にかけて吸収、合併が実施され、払込資本金は急速に増大してきた。このような状況にありながら、極めて高い払込資本利益率を実現している。この高い利益率は、昭和四年頃より低下し、その後一〇パーセント前後の水準になった。

減価償却の状況を第16表によってみると、「償却金累計」は、昭和四年頃からの増大が著しくなっている。「償却金」は従来一〇〇〇二〇万円前後であったが、昭和四年下期からは、二倍以上の五〇〇〇六〇万円にも増大した。また、総支出に占める償却金の割合も、大正四年下期以降急増していることがわかる。これに伴い配当率は従来一二パーセントもの高率であったが、昭和五年下期一〇パーセント、六年上期以降八パーセントに減少した。すなわち、第16表によると、すでに指摘した五大電力の減価償却の実施と同様に、京都電燈では不況を背景に、償却金を増大し、利益金を縮小して配当率を低下させていることがわかる。

さらに、第17表によって京都電燈の償却金の性格を検討する。京都電燈では、従来より損益計算書において支出と

経 理 状 況

(単位 1,000円)

総 収 入	総 支 出	利 益 金	配 当 率 (%)	償 却 金 / 総 支 出 (%)	払 込 資 本 利 益 率 (%)
4,156	2,089	2,066	14.0	11.6	21.3
4,259	2,249	2,009	"	9.0	20.7
4,581	2,388	2,193	14.0	8.5	20.3
4,610	2,344	2,266	"	6.4	21.0
5,056	2,593	2,462	14.0	7.9	20.2
4,986	2,567	2,418	"	4.2	19.8
5,505	2,841	2,663	14.0	4.2	19.6
5,392	2,737	2,655	"	3.9	21.3
6,063	3,161	2,902	14.0	3.1	19.7
6,268	3,321	2,947	"	2.0	27.1
8,823	4,084	4,739	12.0	2.9	27.0
7,236	4,279	2,957	"	"	16.1
7,847	4,646	3,200	12.0	3.1	16.1
9,528	6,257	3,271	"	4.2	16.5
10,608	7,240	3,368	12.0	3.6	17.0
10,305	7,282	3,022	"	6.5	14.1
10,531	7,451	3,079	12.0	7.5	14.4
10,005	7,162	2,843	10.0	6.3	12.3
10,142	7,643	2,498	8.0	21.2	10.8
9,596	7,390	2,205	"	13.4	9.6
10,071	7,662	2,409	8.0	7.9	10.5
10,061	7,678	2,362	"	7.8	10.3
10,757	8,346	2,410	8.0	7.8	10.5
10,580	8,231	2,349	"	8.3	10.2
11,578	9,370	2,207	8.0	11.7	9.6
11,019	9,374	2,245	"	4.2	9.1
12,216	9,906	2,310	8.0	4.0	9.4
12,260	9,886	2,378	"	6.3	9.7
12,892	10,207	2,685	8.0	8.5	10.9
12,851	10,012	2,838	"	6.6	9.6
13,987	10,889	3,098	8.0	7.9	10.5
13,452	10,815	2,636	"	8.7	8.9
13,889	11,043	2,845	8.0	8.6	9.6
13,322	10,556	2,755	"	6.3	8.7

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

第16表 京 都 電 燈 の

期 別	払込資本金	諸積立金	社 債	借 入 金	償却金累計	償 却 金
大正 11年	上期 19,432 " 下期	3,391 3,741	800 "	— 600	2,536 2,739	243 203
12	上下 21,546 "	4,150 4,585	750 "	400 1,100	2,943 3,094	204 151
13	上下 24,364 "	5,032 5,499	700 "	— 2,500	3,301 3,411	207 110
14	上下 27,182 "	5,950 6,431	150 "	2,700 5,800	3,531 3,638	120 107
15	上下 30,000 34,997	6,921 7,448	100 "	5,500 1,200	3,737 3,804	99 67
昭和 2年	上下 35,000 36,556	7,981 10,545	50 "	4,800 8,900	3,926 4,052	122 126
3	上下 39,556 "	10,674 11,201	32,000 "	— 6,160	4,198 4,461	146 263
4	上下 39,556 42,716	11,737 12,381	32,000 "	9,900 10,250	4,722 5,198	261 476
5	上下 42,716 45,876	12,683 12,987	32,000 42,000	11,500 —	5,764 6,219	566 455
6	上下 45,876 "	12,238 12,513	42,000 "	— 950	7,842 8,439	1,623 597
7	上下 45,876 "	12,767 13,038	42,000 "	1,425 "	9,046 9,648	607 602
8	上下 45,876 "	13,298 13,569	42,000 "	1,225 2,225	10,303 10,989	655 686
9	上下 45,876 48,991	13,787 13,998	42,000 "	1,600 —	12,090 12,490	1,101 400
10	上下 48,991 "	13,611 13,827	42,000 "	300 2,000	12,890 13,520	400 630
11	上下 48,991 "	14,046 14,581	42,000 "	2,800 —	14,392 15,058	872 666
12	上下 59,000 "	15,123 15,678	40,000 "	2,863 800	15,927 16,877	868 950
13	上下 59,000 63,199	15,945 14,288	39,400 38,900	2,050 1,250	17,827 18,499	950 672

注 (1) 「償却金」は、「償却金累計」の増加額である。

(2) 「利益金」は償却後の値である。

(3) 『京都電燈株式会社五十年史』(京都電燈, 昭和14年)より作表。

第17表 固定資産と減価償却（京都電燈）（単位 1,000円）

期 別	固定資産	固定資産 減価償却 準備金	固定資産 減価償却	減損償却	償 却 金	修 繕 費	固定資産減 価償却／固 定資産(%)
大正 上期	31,215	2,801	235	99	99	102	0.75
15年 下期	34,023	3,036	237	67	67	94	0.69
昭和 上	36,218	3,273	239	122	122	79	0.65
2年 下	40,994	3,579	256	126	126	111	0.62
3 上	42,995	3,835	265	145	146	104	0.61
下	—	4,100	283	263	263	—	—
4 上	70,268	4,383	295	261	261	347	0.41
下	72,536	4,678	300	176	476	287	0.41
5 上	73,647	4,678	300	265	566	302	0.40
下	74,555	4,678	0	455	455	292	0.00
6 上	75,078	4,678	400	259	1,623	316	0.53

戦前の電力企業と減価償却（二・完）

注 (1) 「固定資産」は電線路、水路、機械及器具の合計。

(2) 「固定資産減価償却準備金」は貸借対照表の負債勘定であり、「固定資産減価償却」は、昭和4年上期までは利益処分、昭和4年下期以降は支出項目である。「減損償却」は支出項目である。

(3) 「償却金」は第16表参照。

(4) 『事業報告書』（京都電燈）より作表。

して「減価償却」を計上するとともに、「利益金配当」すなわち利益処分として「固定資産減価償却準備金」への繰入を実施してきた。ところが、昭和四年下期の決算で、「従来利益金ノ内ヨリ固定資産減価償却準備金トシテ積立タルモノヲ当期ヨリ現実償却ヲ為スコトニ改メ金参拾万円ヲ損金ニ計上シタルニヨリ再差引当期純益金参百弍万弍千参百四拾六円四拾弍銭トナル」⁽⁶⁵⁾すなわち、第17表の固定資産減価償却は、従来利益金の処分として計上していたものを、昭和四年下期からは収入より支出を控除して算出した「差引利益金」からこれを控除して「再差引当期純益金」を算出することになった。そして「再差引当期純益金」から「利益金配当」がなされるに至った。また、貸借対照表では従来「固定資産減価償却準備金」を設定し積立していたものを、固定資産価額を直接に減額する処

理（これを京都電燈では「現実償却」と表現している）に変更した。

この変更によって、貸借対照表では他の主要電力企業と同様に、すでに指摘した所得税法への対応と同時に、合併によって膨張した水増資産を縮小することができた。一方、損益計算では第17表から明らかのように、昭和四年下期、五年上期には固定資産減価償却および減価償却の額は従来とほぼ同一でありながら、ともに支出として計上されることになったために益金を大幅に縮小させる結果となった。その後は次第に償却額は増大して益金をより縮小した。京都電燈では恐慌のもとの料金値下げ等にもなう収入減という状況にありながらも、安定した利益金を確保し、減価償却の表示方法の変更、また増額によって利益金を縮小表示した。従って、払込資本利益率は公表上は八〇パーセントであるにもかかわらず、償却金を益金に振りもどした値は、一一〜一四パーセントにもなる。また京都電燈では従来より高率な償却を実施していたがそれに加えて第17表から明らかのように多額な修繕費を計上してきたこともみのがしてはならない。

以上のように主要な電力企業の減価償却の状況を検討してみると、若干の時期的な相異はあるものの、概ね昭和四、五年頃より多額な減価償却を計上するようになったことがわかる。これは、大恐慌のさ中で一般的には配当率が著しく低下しているという状況のもとで、相対的に安定した経営を続けていた主要電力企業が、減価償却の計上によって利益金を縮小し、低配当を実施し、社内留保を促進するものであった。こうした減価償却による社内留保の促進は、すでに指摘してきたように、大正期から昭和初期にかけての相つぐ合併による資産の水増という重圧を、当時提唱されていた産業合理化運動のなかで取り除くと同時に、次章で検討するように、電力統制論の具体化の進行とともに

に、企業評価に関して企業をできる限り有利な地位に導くために企業資本の充実を計るという意味をもっていた。昭和四年の恐慌を契機とする減価償却の実施は、その後、昭和七、八年頃には一層増大し、電力企業の資本充実にとって重要な役割をはたした。⁽⁶⁶⁾

- (50) (51) 高橋亀吉「日本資本主義の合理化」『ダイヤモンド』昭和五年一月一日、六一～六三ページ、栗原東洋『現代日本産業発達史、電力』二三九ページ。
- (52) 栗原編、前掲書、二四〇ページ以降参照。
- (53) 『東京電燈株式会社史』東京電燈会社編纂委員会、昭和三年、二二一～二二三ページ。
- (54) 『東京電燈株式会社開業五十年史』東京電燈株式会社、昭和一年、一八七ページ。
- (55) 『本邦電気供給事業ニ関スル調査』東京市政調査会、昭和七年、三〇三～三〇八、四三八～四四二ページ。
- (56) 前掲『東京電燈株式会社開業五十年史』一八八ページ。
- (57) 前掲『本邦電気供給事業ニ関スル調査』四五三～四五五ページおよび三宅晴輝『電力コンツェルン読本』昭和二年、三一〇ページ。
- (58) 前掲『本邦電気供給事業ニ関スル調査』三一七～三二〇ページ。
- (59) (60) 大同電力株式会社『営業報告書』(大正一五年～昭和八年)による。
- (61) 『日本電力株式会社十年史』日本電力、昭和八年、四四九～四五〇ページおよび前掲『本邦電気供給事業ニ関スル調査』三二二～三一六、四四八～四五二ページ。
- (62) 前掲『日本電力株式会社十年史』四四七ページ。
- (63) 前掲『日本電力株式会社十年史』四五〇ページ。
- (64) 前掲『日本電力株式会社十年史』四四八～四四九ページ。
- (65) 京都電燈株式会社『第八拾四回事業報告書』一ページ。
- (66) この間の状況について、三宅晴輝氏は、東洋経済新報による主要電力企業の払込資本償却前利益率と配当率の状況を示されながら次のように指摘している。

利益率は、昭和「七」年下期の七・八%を底として累期上昇を辿っているに對し、平均配当率が却って九年上期まで下降した点は、政策転換の重要な指標と見なければならぬ。即ちそれだけ減配を行って内部留保に努力した跡が窺はれるわけだ。事実五大電力などに於ては外債の為替下落に依る元利払が増嵩したためにこれに當てる必要上減配を行ったのだが、そればかりでなく、結局不況に耐え得る唯一の方途は資産の切下げに依るコストの低下以外にないことを事業者達が真面目に考え始めたのである。

独占時代電力会社の業績

	半期		半期	
	利益率	配当率	利益率	配当率
七年上期	八・一%	五・八%	一九年下期	一一・五%
同 下期	七・八	四・三	十年上期	一二・六
八年上期	八・一	三・一	同 下期	一二・七
同 下期	九・四	三・〇	十一年上期	一三・九
九年上期	一一・三	二・六	同 下期	一四・二
				七・四

(備考) 利益率は償却前利益の対平均払込資本年率。

この堅実策は……借金整理と需要増加により利益率が一〇%を漸徐として超えて行っても、なお厳格に遵守されているが、それが会社業績の安定を示す最大要因となったことはあえて指摘を要せぬであろう」(三宅晴輝『電力コンツェルン読本』一二一ページおよび『日本の電気事業』昭和二六年、六六ページ)。

三宅氏は、減価償却控除前の利益についての高利益率の実現と低配当のもとでの利益留保を的確に推論されている。利益率と配当率の乖離をうめるものは、すでに検討してきたように、減価償却費の計上であった。当時の電力企業は、減価償却費を支出として計上しており、一般には利益率は償却後の利益に基づいて算出されたため、減価償却費の計上によって、利益率は低下し、これを根拠にして低配当が可能であった。

四 国家管理と資産評価

電力企業の減価償却を検討するにあたって、電力国家管理のもとで展開された日本発送電株式会社の設立での資産評価の状況を分析しなければならない。この資産評価において、減価償却は、電力企業の評価益実現のために極めて政策的で重要な役割をはたすことになった。そして、この状況を明らかにすることは、従来、電力企業が実施してきた減価償却の意義を明らかにするために重要な内容をもっている。

わが国経済の軍事化の一環として、電力の国家管理が展開されたことは周知のところである。昭和一三年には電力管理法および日本発送電株式会社が公布され、昭和一四年に日本発送電株式会社が設立された。この日本発送電は、昭和一六年にはいわゆる第一次出資、一七年には第二次出資がなされ、より一層強化された。また、昭和一六年の配電統制令によって配電部門の管理が実施され、電力の国家管理が完成されることになる。本章では、日本発送電（日発）の設立にともなって、各電力企業から出資された資産の評価において、減価償却がどのような役割をはたしたかを中心に分析を進める。

日本発送電は民有国营という形態として、電力企業からの設備資産の出資に基づいて設立し、その運営は国によってなされるというものであった。その際、出資されるべき設備がどのように評価されるかが、最大の問題となった。このため、電力評価審査委員会が設置され、出資財産評価の方法要綱および事業設備別総合減価償却率が決定される具体的な作業が進められた。

「日本発送電株式会社ニ対スル出資財産評価方法要綱」によると、「出資ノ目的タル設備ノ価格」は、「当該設備

ノ建設費ヨリ減価銷却金額ヲ控除シタル金額」(第一号評価)と、「当該設備所有者ノ過去十年間ニ於ケル建設費ニ対スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乗ジタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額」(第二号評価)との「和ノ二分ノ一ニ相当スル金額」としている。⁽⁶⁷⁾すなわち、建設費を基礎とする評価額と収益還元による評価額を一对一で平均した額を出資財産の評価額とした。この場合、まず「建設費ヨリ減価銷却金額ヲ控除シタル金額」(第一号評価)についてみると、建設費は当該設備の建設に対する真実かつ有効な投資額とし、この額より減価銷却金額を控除する。減価償却は、別に定める銷却率によって一定の方式で個別的に計算することになった。

減価銷却について、要綱の説明書は次のように述べている。

「減価銷却金額ハ当該設備ニ対スル減価額トス

減価額ハ当該設備ノ概成部分別ノ建設費ニ対シ使用、時ノ経過其ノ他ニ因ル經常的減価ヲ考慮シテ別ニ定ムル標準減価銷却率及経過年数ヲ乗ジ計算シタル金額ヲ基礎トシ当該設備ノ現状ヲ參酌シテ之ヲ算定ス

電力設備ハ如何ニ修繕維持ニ努力スルモ使用、時ノ経過其ノ他ノ事由ニ因リ遂ニハ用役ニ耐ヘザルニ至ルヲ以テ、新旧設備ニヨリ其ノ減価ノ異ルハ当然ニシテ、其ノ用役価値ハ凡ソ耐用年数ノ経過ニ比例シテ減少スルモノト認ムルヲ適當トス。而シテ減価額ノ算定ニ当リテハ直接個々ノ設備ニ就キ耐用年数及残骸価額ヲ厳密ニ測定スルコト至難ナルヲ以テ、予メ各設備ノ主ナル構成成分毎ニ經常的減価ヲ考慮シテ標準減価銷却率ヲ定メ置キ、之ニ依リ計算シタル金額ヲ基礎トシ、更ニ設備ノ現状トシテ照査シテ特ニ修理ヲ要スルガ如キモノ其ノ他特殊ノ減価等ニ付適當ナル査定ヲ加ヘ之ヲ決定スルモノトス。⁽⁶⁸⁾」

すなわち、減価銷却は、「別ニ定ムル標準減価銷却率及経過年数」に基づいて計算することを基礎として、これに

第18表 標準減価償却率の一例

汽力発電設備標準減価償却率					
項目	耐用年数	残 骸 価 額 (%)	減価償却率 定額法 (%)		
蒸気発生設備					
汽 給 罐	20	10	4.50		
粉 炭 機	20	10	4.50		
節 炭 燃 裝	20	10	4.50		
節 炭 器	20	10	4.50		
電気発生設備					
汽 機	20	10	4.50		
復 電 器	20	10	4.50		
復 水 器	20	10	4.50		
冷却及水道設備					
冷 却 用 水 設 備	40	0	2.50		
貯 水	50	0	2.00		
水 道	30	5	3.17		
送電設備標準減価償却率					
架空電線路					
鉄 塔	40	10	2.25		
鉄 柱	40	10	2.25		
鉄筋コンクリート柱	40	0	2.50		
木 柱 {注 入}	15	0	6.67		
木 柱 {不 注 入}	10	0	10.00		
電線 {銅 及 銅 合 金}	40	30	1.75		
電線 {アルミニウム}	30	20	2.67		
変電設備標準減価償却率					
機 械 器 具					
主 要 變 圧 器	30	10	3.00		
調 相 機	25	10	3.60		
水力発電設備標準減価償却率					
水 路					
堰 堤	50	0	2.00		
可 動 堰	35	10	2.57		
取 水 口	50	0	2.00		
調整池又は貯水池					
堰 堤	50	0	2.00		
可 動 堰	35	10	2.57		
機 械 器 具					
水 車	25	10	3.60		
主 要 電 機	25	10	3.60		
配 電 盤 及 開 閉 器	30	10	3.00		
諸 機 械 器 具	25	10	3.60		
諸 機 械 器 具	25	10	3.60		

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

七〇

注 『電気事業の再編成』(電気新聞社編, 昭和16年)26~34, 341~343ページより作表。

現状を参酌して算出することになった。ところで、標準減価銷却率は設備別に定められ、定額法によつて償却されることになるが、その一例を第18表に示す。

第二号評価は、「過去十年間ニ於ケル建設費ニ対スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乗ジタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額」である。すなわち、過去一〇年間における当該電力事業全体の利益率平均を基礎に出資設備についての利益額を算出し、これを一定の利率で還元した金額である。この場合、益金は、当該事業の事業収入から事業支出及び総係の経費の分担額を控除したものであり、支出の内、「減価銷却費ハ各設備ノ建設費ニ対シ別ニ定ムル綜合減価銷却率を乗ジ計算シタル金額ヲ基礎トシ修繕狀況ヲ参酌シテ算定セルモノ」⁽⁶⁹⁾である。事業設備の綜合銷却率を第19表に示す。なお、一〇年間にわたる計算であるため綜合銷却法とし、さらに資本との関連という見地から五分の複利均等銷却法が採用されたといふ。⁽⁷⁰⁾

ところで、第二号評価の還元利率は、七分と決定されたが、これは当時の国債、地方債の利率を参考として多少の余裕をみ、また当時の電気料金認可の際も七分程度の利益を認めていた等の理由から定められた。当時の電気事業の益金は、第20表および第1圖から明らかなように、一〇年間の平均は最高で一〇パーセント以上、最低六パーセントになり、平均八パーセントくらいと推定されるので七分に決定した結果、かなりの評価上げが行われたことになった。⁽⁷¹⁾

出資財産の評価での減価銷却は、第一号評価においては設備ごとに定額法による標準減価銷却率が採用され、第二号評価においては益金の算出のために各事業設備について定額法に基づく五分複利銷却基金法による綜合減価銷却率が採用された。この場合、両者を比較すると、耐用年数は一方は事業設備ごとの表示であり、他方は個々の設備についての表示となっているため単純に比較することはできないが、全般的にはほぼ同一と考えてよい。耐用年数が、ほ

第19表 事業設備総合減価償却率

(総合減価償却率は5分複利償却基金法による)

設備別	耐用年数	残 価 額 (%)	総合減価償却率 (定額法) %
営業設備	20	30	2.12
水力発電設備	40	5	0.79
火力発電設備	23	10	2.17
架空送電線路			
鉄塔、鉄柱及鉄筋コンクリート柱	35	15	0.94
木柱	20	15	2.57
地中送電線路	30	10	1.35
変電設備	30	15	1.28
配電設備	15	15	3.94
需用者屋内設備	20	10	2.72

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

注 『電気事業の再編成』電気新聞社編 (昭和17年) 34~35ページ

七二

ば同一であるとするならば、標準減価償却率が定額法であるのに対して、総合減価償却率ではすでに指摘したように償却期間の初期に償却費を小さくする効果をもつ複利償却基金法であるため、全体として複利償却基金法が小さく減価償却費を算出することになる。このことは、益金を大きく算出することになり、これを一般的な利益率より低い利率によって資本還元するため、第二号評価を高水準に算出した。一号評価、二号評価ともに減価償却額を小さく算出すると評価益を実現することになるが、二号評価は益金を七パーセントで還元するという方法であるため、減価償却額を小さく算出することによって評価益を実現する効果は第二号評価においてより重要な意味をもっていた。

ところで、標準減価償却率および総合減価償却率の耐用年数は、昭和一七年の会社固定資産償却規則と昭和二二年の法人税法施行細則のほぼ中間的なものとなっていた。すなわち、すでに指摘したように、極めて政策的な見地から規定された昭和一七年の会社固定資産償却規則では水力発電設備三五年、火力発電設備二〇年であるのに対して、総合減価償却率では水力発電設備四〇年、火力発電設備

二三年とこれより長い。しかし、通常の事態を前提としたとされる昭和二二年の法人税法施行細則では、水力発電設備四五年、火力発電設備二五年となっており、これよりは短くなっている。言うまでもなく、日発の出資財産の評価のためには耐用年数の延長が評価益を実現するが、一方では出資財産の評価についての耐用年数の延長であるとはいえず、これを大幅に延長するならば通常の会計実務における減価償却の耐用年数に影響を与えることになるため、⁽⁷²⁾長期的には利益を拡大し社内留保を妨げる結果になりかねない。このため、耐用年数の設定については、評価益の実現と長期的な社内留保の実現という均衡のもとでなされたと考えられる。

日発設立にともなう出資財産は、以上のような評価方法に基づいて、第20表のように評価された。まず、一般的にみると、三三事業者についての査定建設費（設備資産取得価額）は七億四六三万円となり、これに対して六億五、三一一万円の決定評価額となった。なお、これは帳簿価額に対して一・五パーセントの評価増であった。さらに、各電力企業の状況について、電力評価審査委員会での藤井崇治電力管理準備局長の指摘によって検討すると、東邦電力、日本電力のように高い収益性のもとで高率な償却を実施してきた企業では多額な評価益を実現したのに対して、東京電燈、宇治川電力、鬼怒川水力のように合併政策、配当政策を展開する過程で資産が水増されたり、低収益性のために十分な償却が実施されなかった企業では大幅な評価損となった状況が明らかになる。⁽⁷³⁾日発設立にともなう資産の評価は、それが各企業とも同一の基準によって実施されたため、個々の企業の減価償却の状況を分析することができる。そこでは、各々の企業での配当政策、合併政策および収益性の状況に基づいて減価償却政策が展開されていた。規則的で統一的な減価償却ではなく、個々の企業の状況に応じた適宜な償却が実施されていた。

ところで、設立当初の日発は、全国水力発電設備の六・四パーセントを占めるにすぎなかったが、火力発電設備で

出 資 状 況

(単位 1,000円)

評価決定額	備 考
9,289	配当政策のための資産水増, 111万円の評価損
7,848	相当程度の鎖却, 63万円の評価益
5,270	妥当に鎖却
5,648	
4,680	過大に鎖却
16,595	少ない鎖却, 51万円の評価損
5,736	ある程度の鎖却
18,001	少ない鎖却, 145万円の評価損
12,647	業績が良い, 97万円の評価益
17,631	80万円の評価益
7,448	
7,264	
15,686	
136,775	鎖却不十分, 空資産が相当ある, 1,717万円評価損
102,315	52万円の評価益
100,672	十分な鎖却, 収益性高い, 1,058万円の評価益
40,630	最も高い鎖却率, 781万円の評価益
35,801	鎖却著しく少い, 379万円の評価損
15,866	} 開業10年未満
57,859	
7,848	
21,596	
653,114	

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

析による。

会, 昭和30年) 142ページ。および『電力国家管理の顛末』(電気庁編纂, 昭和17

第20表 設 立 時 の

会 社 名	建 設 費 (査 定)	評 価 額		収 益 率 2 号 評 価 用 (%)
		1 号	2 号	
鬼 怒 川 水 力	10,414	5,289	13,289	8.93
矢 作 水 力	7,774	6,806	8,889	8.00
阪 神 電 気	5,765	3,573	6,967	8.45
南 海 鉄 道	5,791	3,855	7,440	8.99
今 津 発 電	6,860	2,509	6,852	6.99
広 島 電 気	18,474	13,188	20,001	7.57
伊 予 鉄 道	5,082	3,983	7,490	10.31
山 陽 中 央 水 電	23,782	15,613	20,390	6.00
中 国 合 同	12,544	9,996	15,298	8.53
九 州 電 気 軌 道	18,659	10,719	24,542	9.20
大 阪 市	9,775	5,055	9,842	7.04
神 戸 市	7,295	2,459	12,070	11.58
山 口 県	15,249	10,598	20,774	9.53
東 京 電 燈	154,120	104,490	169,059	7.67
大 同 電 力	111,090	71,632	132,998	8.38
日 本 電 力	104,670	72,204	129,140	8.63
東 邦 電 力	38,557	26,077	55,183	10.00
宇 治 川 電 力	44,892	29,013	44,588	6.95
昭 和 電 力	18,999	15,191	16,540	6.09
関 西 共 同	54,917	49,085	66,632	8.49
西 部 共 同 火 力	7,507	7,223	8,473	7.90
他 12 社	22,407	18,635	24,556	—
合 計	704,634	487,205	821,022	8.15

戦前の電力企業と減価償却(二・完)

- 注 (1) 「備考」は、電力評価審査委員会での藤井崇治電力管理準備局次長の分
 (2) 「他12社」の値は出資建設費500万円未満の会社の合計である。
 (3) 『日本発送電社史一業務編一』(日本発送電株式会社解散記念事業委員
 年)554~595ページより作表。

の 状 況

(単位 1,000円)

評 価 額		収 益 率 2号 評 価 用 (%)	決定評価額	評 価 益
1 号	2 号			
746,976	1,253,556	8.739	1,000,266	112,154
328,269	613,944	9.065	471,106	60,698

和30年) 144~145ページ。

戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

七六

は五九パーセント、送電線三九パーセントをも占める規模であった。しかし、その経営状況をみると、昭和一四年下半年から一六年上半年までは、払込資本利益率六〇七パーセント、配当率四パーセントという状態であり、しかもこれさえ政府補給金を加算して始めて可能なものであったという。⁽⁷⁴⁾

戦局の拡大とともに軍需生産力拡充の要請を背景として昭和一五年九月に政府は電力国策要綱を決定した。この電力国策要綱は送電管理の強化と配電管理の実施を目標とし、送電管理の強化では既存の水力発電設備およびその他の主要電力設備を日発に帰属させると共に新規水力資源の合理的開発を意図した。一方、配電管理のためには、全国を九地区に分ち、各地区の配電事業を統合し、新たに特殊会社を設立して配電業務を営ませた。これによって送電事業と配電事業を統一的に管理することになった。

既存設備の日発への出資は、第一次出資および第二次出資として実施されたが、この場合の財産評価は設立にともなう出資財産の評価と同様に行われた。この結果、第21表に示すように、第一次出資では二七事業で帳簿価格八億八、八一一万円に対して、一〇億二六万円の決定評価額となり、一億一、二一五万円の評価増となった。この評価増は帳簿価格に対して一二・六パーセントにもぼる額である。また、第二次出資では、帳簿価格四億一、〇四〇万円に対して、四億七、一一〇万円の評価額で帳簿価格の一四・七パーセントにも当る六、〇六九万円の評価益を実現した。設立にともなう出資に比較して、第一次出

第21表 第 1 次, 2 次 出 資

出 資 別	建 設 費		帳 簿 価 額
	提 出	査 定	
第 1 次 出 資 分 (27事業)	1,025,435	1,004,085	888,111
第 2 次 出 資 分 (26事業)	480,275	474,068	410,408

注 『日本発送電社史—業務編—』日本発送電株式会社解散記念事業委員会（昭

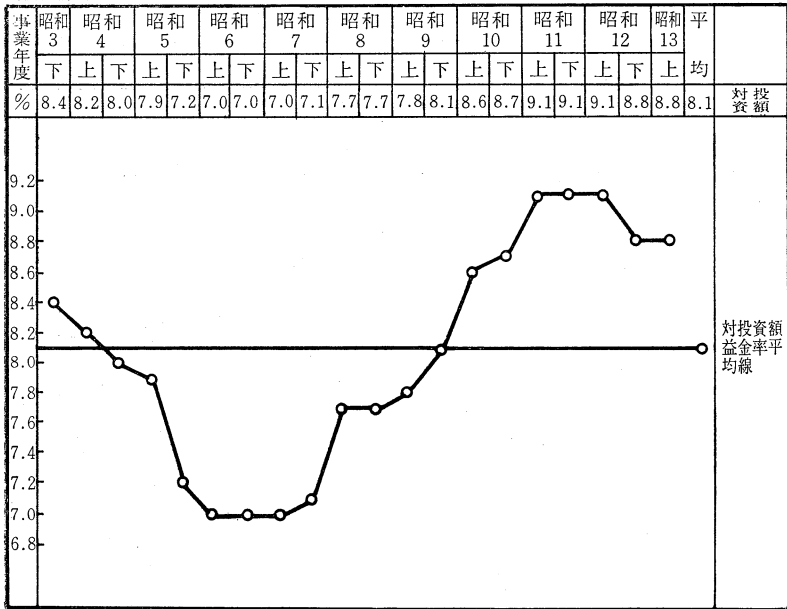
資、第二次出資の評価益が多額に達したのは、業績の良好な会社が多く第二号評価額を大きく左右する収益率が高い水準にあったこと、また高収益性を基礎として償却が実施され簿価が切下げられていたことによると考えられる。

第一次および第二次出資は、すでに指摘したように水力発電を中心に実施されたため、昭和一七年以上期末における日発の設備は、全国発電設備に対して水力で約七〇パーセント、火力で約六〇パーセントを占めるに至った。⁽⁷⁶⁾また、従来、同社への政府補給金は、利益額が四分の配当に達するまでなされていたが、昭和一六年度上期以降六分と改められ、より一層の政府補助が重要な役割をはたすと共に、発送電と九配電会社間の周知の經理のプール計算方式が採用され、発送電から各配電会社への卸売料金を調節することによって、各社の収支均衡が保たれるようになった。

日発への一次、二次出資にともない、一方では九配電会社が設立されることになった。配電会社への出資財産の評価は、建設費から経過年数に基づく減価償却金額を控除した額をとし、昭和一五下期および一六年以上期の一カ年間の収益率を総合設備の最終建設費に乗じた額を年七パーセントの割合で還元した額を二倍し、両者の和を三分する方法によってなされた。⁽⁷⁶⁾

この評価方法は、日発への出資財産の評価方と比較して考えると、第一号評価は同一であったが、第二号評価のための収益率を算定するに当って、前者が過去一〇年間の収益率

第1図 建設費に対する益金割合



戦前の電力企業と減価償却 (二・完)

- 注 (1) 公営および10年未満の事業者を除く23事業者の実績に依る。
 (2) 『電力国家管理の顛末』電気庁編纂(昭和17年)606ページ。

に基づいて算出したのに対して、ここでは過去一年間の収益率を基準とした。収益率算定の対象となった昭和一五年下期から一六年上期の一年間は、電力企業が高収益を実現した時期であって、第1図から明らかのように電力企業の不況期であった昭和初期の期間を含めた日発出資に対する評価と比較すると第二号評価額は、極めて大きなものとなった。さらに、第二号評価額が前者に比べ二倍の比重をもったため、企業は莫大な評価益を実現することになる。また、各電力企業では減価償却が積極的に実施されたため、全体で帳簿価額一九億七、八八二万円の資産に対して二五億三、五二二万円の評価額となり五億五、六四〇万円の評価益(帳簿価額の二八・一パーセント)を実現した。⁽⁷⁾ 電力国家管理にともなう出資財産の評価は、経済の軍事化の進展に対応して一層多額な評価益を企業にもたら

した。

電力国家管理での出資資産評価の意味を明らかにするため、さらに東京電燈の状況を検討する。東京電燈は、設立出資に当ってはすでに指摘した第20表から明らかなように、出資価額は一億三、六七七万円にも達し出資総額の二〇・九パーセントをも占めた。なお、五大電力では全体の六三・七パーセントにも達し、東京電燈を中心とした主要電力企業が重要な役割をはたした。ところで、東京電燈では設立出資において、「昭和十三年下期末記帳額一億五千八百八千三百二十五円三十五銭に対し、評価額は一億三千六百七十七万五千二百一十一円と確定し、差引一千四百十二万三千三百四円三十五銭の差損額を生じた。…この差損金から出資期日までの減価償却金二百八十一万一千四百三十五円二十二銭を差引き、残額金一千百三十一万一千八百六十九円十三銭は十四年上期の損失勘定としてこれを償却した」という。⁽⁷⁸⁾この多額な評価損については、東京電燈の社史は、第一号評価については現状を充分に参酌されなかったことをあげ、さらに第二号評価については、還元収益率算定の対象象期間である一〇年間は「東京電力会社の合併および日本電力会社との競争等により余剰電力の過多に苦しみ、未曾有の業績不振を見た期間に相当した」⁽⁷⁹⁾ことを指摘している。

しかし、すでに述べた藤井崇治電力管理準備局次長は電力評価審査委員会で、東京電燈の状況について次のように指摘している。「東京電燈の建設費は一般に安くないやうに存ぜられますのみならず、銷却も十分でないやうに存ぜられるのでありまして、所謂建設費そのものがどうも東電の記帳価額よりもっと少なかるべきものではないかと、かう考へられるのであります。それからもう一つ評価上げその他の空資産が相当あるやうに存ぜられるのであります」⁽⁸⁰⁾これによると、東電社史の指摘とは異なり、すでに東電の減価償却の実態を検討するなかで指摘したように、

合併に際して資産が水増されたこと、および低収益性のもとで減価償却が十分に実施されなかった状況が明らかになる。

ところが、第一次出資では純出資記帳額二億六四八万円に対して出資総価格二億四、九〇二万円となり、帳簿価額の二〇・六パーセントにあたる四、二五四万円の差引評価益を実現した。さらに第二次出資では帳簿価額四、七七二万円に対して評価額は六、四三二万円となり一、六五七万円の評価益を実現した。この評価益は記帳額に対して三四・七パーセントの評価増となった。⁽⁸¹⁾東電では、第一次および第二次出資では多額な評価益を実現したが、この間の事情について東電社史は、「減価償却がきわめて行き届いていたことと、収益率が向上していたことによる」と指摘している。東電では戦時体制での高収益性を基礎にして日発への出資にそなえて減価償却をおし進めた。

さらに、配電会社設立にあたっては、すでに指摘した高評価が約束された評価方法であったことに加えて、東京電燈の「収益率は良好であり、償却も相当行き届いていたため」、電気供給設備の記帳額三億三、八三八万円に対して、評価決定額は四億七、八一九万円となり差引一億三、九七二万円(四一・二パーセント)の評価益を実現した。⁽⁸²⁾

東京電燈の国家管理にともなう出資財産の評価状況を検討してみると、収益率にもとづく還元評価などの政策的な評価方法の決定によって評価益を実現することに加えて、減価償却が政策的に実施された側面が重要であることが明らかになる。東京電燈では、日発出資においては吸収、合併による水増資産のために評価損を実現しながら、その後の第一次出資、第二次出資および配電出資においては、業績の向上とともに短期間のうちに固定資産の減価償却をおし進め、帳簿価額を減額することによって極めて大幅な評価益を実現した。

(67) 若林茂信、斎藤進『電気事業会計』五五六ページ。

- (68) 若林、斎藤、前掲書、五五六ページ。
- (69) 若林、斎藤、前掲書、五五七ページ。
- (70) 『日本発送電社史―業務編―』日本発送電株式会社解散記念事業委員会、昭和三〇年、一四〇ページ。
- (71) 前掲『日本発送電社史―業務編―』一四一ページ。
- (72) 例えば、すでに第二章で指摘したように、電気庁長官であった田村氏は、総合減価償却率を、その後の電気事業が当然計上すべき償却率であると指摘している。
- (73) 『電力国家管理の顛末』電気庁編纂、昭和一七年、五五四～五九ページ。
- (74) 『電気事業再編成史』電気事業再編成史刊行会、昭和二七年、七三～七四ページ。
- (75) 前掲『電気事業再編成史』七六ページ。
- (76) 『東京電燈株式会社史』東京電燈会社史編纂委員会、昭和三一年、一八九ページ。
- (77) 前掲『電気事業再編成史』七七ページ。
- (78) 前掲『東京電燈株式会社史』一六一ページ。なお、評価損の額は、すでに指摘した第20表での藤井氏の指摘と若干異なるが、詳細は明らかでない。
- (79) 前掲『東京電燈株式会社史』一六二ページ。
- (80) 前掲『電力国家管理の顛末』五八六ページ。
- (81) 前掲『東京電燈株式会社史』一八四～一八五ページ。
- (82) 前掲『東京電燈株式会社史』一八五ページ。
- (83) 前掲『東京電燈株式会社史』一九〇ページ。

むすびにかえて

わが国電力企業における第二次世界大戦前の減価償却の状況を検討してきた。電力企業では、大正期より昭和初期

にかけて、課税所得の計算、外債発行にともなう債権保護、電気料金の計算、戦時体制のもとでの強制償却などによって、発生主義に基づく規則的な減価償却が導入され、その実施が先導されてきた。

ところが、わが国電力企業が実施した減価償却は、明治期での電燈会社が実施した減価償却以来、全般的には、費用配分計算を規則的に実施するというようなものではなかった。特に、本稿で重点的に分析した主要な電力企業の状況を検討すると、電力企業の吸収、合併にともなう水増資産の増大とその結果としての利益率の低下を回避するため、固定資産価額の縮小を意図して減価償却を実施した。また、大恐慌以降における経済界の一般的な不況のなかで公表利益の縮小、配当低下のための減価償却費の計上、さらには電力国家管理にともなう出資財産評価にかかわる償却の実施がなされてきた。電力企業の減価償却は、各々の企業の吸収合併、水増資産の削減、利益率の低下、配当の低下、出資財産の評価などにかかわる経営政策を遂行する一環として実施されてきた。換言すれば、発生主義の立場からの期間損益計算の実施にかかわって固定資産の減価を認識し、減価償却を実施したのではなく、重要な企業活動としての合併、配当、利益率、出資などについての政策の遂行を契機として、固定資産の減価を認識し減価償却を実施した。固定資産の減価は、日常的な企業活動の次元で認識されるのではなく、企業にとって重要な意味をもつ経営政策の展開を契機として認識され、企業資本の充実という視点から、きわめて政策的に減価償却が実施された。このように考えると、課税所得また電気料金の計算での減価償却、さらに戦時体制での強制償却などの国家の先導による減価償却の導入は、実質的には企業の政策的な減価償却を保障し、企業資本の充実にとって重要な役割をはたしたことが明らかになる。

以上の戦前の減価償却の分析は、今日の電力企業の制度的、政策的な減価償却の性格を明らかにするために、重要

な内容をもっている。すなわち、今日では減価償却は公表利益の計算、電気料金の決定、設備投資計画の遂行において重要な機能をはたしているが、戦前の減価償却の検討は、こうした減価償却の性格を明らかにするための基礎的な内容をもっている。従って、以上の分析に続いて第二次世界大戦後における九電力企業での減価償却の性格を、稿を新ためて検討することとする。

(完)

(付記) 本稿は文部省科学研究費〔総合研究A〕補助金に基づく研究報告の一部である。